



鳥取県公報

令和元年8月30日（金）
第9131号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗の新設の届出（208）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（209）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（210）（会計指導課）・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（税務課）・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第208号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ケーズデンキ日吉津店 西伯郡日吉津村大字日吉津1247-1ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮 東京都港区浜松町二丁目4-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也 香川県高松市多肥上町1210
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年4月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,362平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 219台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 22台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 面積 38.5平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 容量 20.37立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 7か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
令和元年8月19日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間

令和元年8月30日から4月間

11 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び日吉津村建設産業課

12 意見書の提出

大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第209号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市百谷字スクモ塚494の1、字南谷495、字竹尾504、505、字砥石場510の1、511の1、字熊谷左平514、515、字熊谷右平516、517、字榎峠527の1、527の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第210号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和元年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

第63回鳥取県美術展覧会に係る出品料収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県地域づくり推進部文化政策課

課長補佐 門脇 美里

3 委任期間

令和元年9月1日から同月6日まで

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|--------------------|---|----|
| 1 調達件名及び数量 | 税務事務総合電算システム改修業務（平成31年度税制改正等対応） | 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 | |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和元年8月13日 | |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 | |
| 5 契約金額 | 171,658,920円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 随意契約による理由 | 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） | |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部税務課
鳥取市東町一丁目220 | |